

平成21年度版

# 市町村社会福祉協議会自己評価チェックリスト

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	自己評価の進め方	3
3	チェックリストの記入方法	4
4	チェックリスト	6
1	法人運営部門	7
2	地域福祉活動推進部門	17
3	福祉サービス利用支援部門	43
4	在宅福祉サービス部門	51
5	用語集	61
6	市町村社協自己評価チェックリスト作成委員名簿	65
7	参考文献	65

## 1 はじめに

市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）の基本的性格は、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である、（新・社会福祉協議会基本要項 H4. 4. 1）とされています。

また、社会福祉法では、①地域の実情に応じて行われる多様な社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②ボランティア活動など社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業が、市町村社協の事業として規定されています。

このように、市町村社協の取り組む事業については具体的な事業は示されておりません。それは、市町村社協が、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、より具体的な地域福祉活動計画を策定し、協働のもとに解決を図ることを目的としているからと言えます。

今、地域では、虐待や孤独死、精神障がい者等の地域生活移行支援、DV（ドメスティック・バイオレンス）、消費者被害等、既存の制度だけでは対応できない様々な生活課題が生じており、市町村社協には、地域支援はもとより、これらの個別課題に対応する機能が期待されています。

昨今の市町村社協をめぐる情勢としては、自治体による行財政改革の推進に伴い、従来の補助・委託金事業の縮小や会員・会費制度に対する住民の理解の不十分さ、合併による本所・支所機能の整理等、様々な課題があります。また、合併により規模が大きくなった市町村社協と従来からの市町村社協にとってもそれぞれの取り組む事業の違いによって、各市町村社協が個別の特有な課題をもつようになっています。全国的にも、自治体からの委託事業や指定管理制度による事業の実施に依存し、市町村社協の本来の使命・役割とギャップが大きい社協が存在しています。

平成20年3月に厚生労働省においてまとめられた「これからの地域福祉のあり方に関する検討委員会」の報告では、市町村社協の課題として、

市町村社協への事務局長等職員の行政派遣等、行政との関係が強く、民間の住民組織としての特色が打ち出されていない点についての指摘や、職員に社会福祉士資格保有者が少ないことから、専門性の確保が十分できていないことや、さらには、介護保険や自治体からの受託事業の割合が多くなっている現状から、社協本来の地域福祉活動支援の取り組みを強化するべきとの意見が出されています。特に、在宅福祉サービス部門については、社協が取り組む意義を認識し、地域内の他事業所の福祉サービスの質の向上等にも寄与する立場を確認することが必要です。

この「市町村社協自己評価チェックリスト」(以下、チェックリスト)は、全社協の市町村社協経営指針で整理された4部門を基本にしています。各チェック項目には、評価基準となる「評価の視点」を記載していますが、評価については、評価する者によって「ばらつき」がでると思われます。ここでは評価の「ばらつき」を問題視するのではなく、全職員が地域福祉活動支援者としての各々の事業に対する共通認識をもつことを最優先に考えて下さい。自己評価については、県社協や学識経験者等の第三者の意見を加えていただくなど、客観的な視点での評価を加えることも必要と考えます。

そして、チェックリストの活用の目的は、さまざまな事業を行う市町村社協の現状を社協役職員のすべてが把握し、共通認識を持つことであると考えます。検討した評価結果から、各市町村社協の持つ「強み」と「弱み」を認識し、「強み」には新たな工夫を加え、「弱み」については、その社協にあった改善方策を検討し、改善に取り組んでいただきたいと考えます。

市町村社協におかれましては、年に1度は、このチェックリストを活用し、全職員が社協の状況や課題を共有し、社協の目指すものを整理し、目標達成への議論や検討のきっかけとして活用していただきますことをお願いいたします。さらには、その過程を通して、社協発展・強化計画の策定につながることや県社協との対話のツールとして、継続的な活用をお願いしたいと考えます。

最後に、このチェックリストの内容は、今後活用していく中でさらに改訂を行っていきますので、何卒ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

平成21年12月

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会  
会 長 金 岡 純 二

## 2 自己評価の進め方

自己評価の進め方の一例をご紹介します。

事業の状況や実績について数字だけでなく、内容等の質も評価することがポイントです。そして、PDCAサイクルを活用し、一定の期間でサイクルを繰り返すことが重要です。

### 1 市町村社協の自己評価

#### ① 担当職員等による自己評価



#### ② 課内等内部での評価検討



#### ③ 課題の洗い出しや具体的な改善方法の検討



#### ④ 部門毎の事務局長のコメント記載



#### ⑤ 自己評価チェックリストを県社協に提出

### 2 県社協の訪問

#### ① 自己評価チェックリストの確認（地域福祉課、ボランティアセンター、権利擁護課、総務企画課）



#### ② 訪問日程の調整



#### ③ 訪問



#### ④ 意見・提案の合意

### 3 活用

#### ① 市町村社協は、評価結果に基づき取り組みを実践するとともに、社協発展・強化計画の策定や反映につなげる。

#### ② 県社協は、市町村社協の取り組み実践への支援を行う。

### 3 チェックリストの記入方法

**評価の視点**  
 チェック項目について評価する際の、評価の基準となる事柄について記載してあります。

**自己評価の評価指標**  
 1 できていない  
 2 あまりできていない  
 3 おおよそできている  
 4 できている

**状況・討議メモ**  
 チェック項目についての現状の共通認識と職場内での討議事項

**合計点数**  
 自己評価の点数を合計し記入する

部門	項目		
(目的・理念)			
№	チェック項目	自己評価 (1-4)	状況・討議メモ
1	(評価の視点)		
2	(評価の視点)		
3	(評価の視点)		
合計点数		点	C評価 ~ B評価 ~ A評価 ~

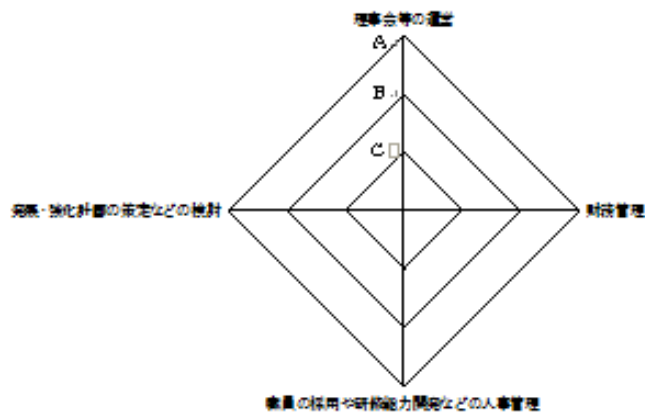
部門	項目	
今後の課題		
評価項目についての課題を記載する		
具体的な改善方策		
明らかになった課題について、具体的な改善方法を記載する		
県社協からの意見・提案		
県社協が市町村社協を訪問し、両者と確認した事項を市町村社協が記入する		

評価結果の確認

- 項目の記入が終わりましたら、項目別の評価をもとに、レーダーチャートを書いてみましょう。
- レーダーチャートを記入することで、どの項目はよく取り組めているか、どの項目が今後の課題であるか、はっきりしてきます。
- 不十分な項目については、どうすれば改善できるのか、職場内に提案し、検討してみてください。

法人運営部門のレーダーチャート

レーダーチャート  
各項目の総合評価（A～C）について、部門毎にレーダーチャート化し、部門での状況を認識する



法人運営部門についての事務局長のコメント

部門全体を通して、事務局長による総合評価等を記載する

## 4 チェックリスト

### 市町村社協自己評価チェックリスト部門一覧

部 門	項 目	頁
1 法人運営部門	① 理事会等の運営	8
	② 財務管理	10
	③ 職員の採用や研修能力開発などの人事管理	12
	④ 発展・強化計画の策定などの将来的ビジョンの検討	14
2 地域福祉活動推進部門	① 地域福祉活動計画の策定	18
	② 地区社会福祉協議会活動の推進・支援	20
	③ ボランティア活動や市民活動の推進・支援	22
	④ ふれあい・いきいきサロンの推進・支援	24
	⑤ ケアネット活動（個別支援活動）の推進・支援	26
	⑥ 住民参加型在宅福祉サービスの推進・支援	28
	⑦ 福祉教育・啓発活動	30
	⑧ 地域福祉財源の造成、助成事業	32
	⑨ 住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整	34
	⑩ 当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援	36
	⑪ 共同募金運動への協力	38
	⑫ その他種々の住民の福祉活動の推進・支援	40
3 福祉サービス利用支援事業部門	① 地域総合相談・生活支援事業	44
	② 日常生活自立支援事業	46
	③ 生活福祉資金貸付事業	48
4 在宅福祉サービス部門	① 在宅福祉サービスの運営	52
	② 情報提供および個人情報保護	54
	③ サービス提供	56
	④ 関係機関との連携	58

# 1 法人運営部門

法人運営部門は、適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたります。

①理事会の運営

②財務管理

③職員の採用や人事考課などの人事管理

④発展・強化計画の策定などの将来的ビジョンの検討

部門	1 法人運営部門	項目	①理事会等の運営
----	----------	----	----------

(目的・理念)

市町村社協は、民間団体としての主体的な経営判断を行いつつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉をすすめる団体として地域住民から信頼される組織づくりを目指す。そのために、事業に係る意思決定や事業執行に責任を負う理事会等の役員体制の活性化を図るとともに、あわせて地域住民や様々な団体の参画や協力を得る仕組みをつくる必要がある。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	会長は民間人であり、できる限り社協事業の経営に専念し、事業経営上の判断を常時行える適任者を選任している。		
	(評価の視点) 会長は、今後の社協にもとめられる社会的責任を踏まえた経営判断をすすめられるよう、中立公正な立場や地域の代表的な役割だけでなく、社協の経営管理理事として強いリーダーシップが発揮できる人材を選出する必要がある。		
2	理事は、社協役員としてその責務を理解し、事業執行を通じて役割を果たすよう、理事がもつ専門的知識や選出経緯を踏まえ、業務ごとの担当制をとっている。		
	(評価の視点) 市町村社協は、地域社会全体の総意の中で事業を展開することから、地域の社会福祉関係者、社会福祉に関する活動を行う団体の関係者、行政、住民組織などから理事を選び、それぞれの立場から地域福祉の推進のあり方や社協事業の経営について幅広く議論し、法人経営を進める必要がある。		
3	評議員会の構成は、広く住民の福祉ニーズが反映できるような評議員の選出規程が整備されている。		
	(評価の視点) 評議員は、社協の構成員組織などから構成され、社協の重要な事項についての議決機関としての性格を持つことから、評議員を構成員組織(団体)から適切な選出過程を経て選出することを明確にするために選出規程を定める必要がある。		
4	監事は、社協活動や社会福祉法人会計を理解し、その事業を客観的に評価しうる人材を選任している。		
	(評価の視点) 法人社協モデル定款では、監事は2名以上とし、当該法人の役職員とは兼務はできず、うち1名は、社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表を監査しうるものとされている。		
合計点数 点		C評価 4~8 B評価 9~12 A評価 13~16	

部門	1 法人運営部門	項目	①理事会等の運営
----	----------	----	----------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	1 法人運営部門	項目	②財務管理
----	----------	----	-------

(目的・理念)

市町村社協は、構成員会費、住民会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、補助金収入、委託費収入などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源とし運営する。継続的に適切な事業評価やコスト把握のうえに立った中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など安定的な財務運営につとめる。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	役職員は社協会費の目的、用途について共通理解しており、住民、団体等にわかりやすく説明している。		
	(評価の視点) 社協会費は、住民が地域福祉の推進や社協事業に賛同し、会費を納入する「賛助会員」的な性格を有していることから、地域住民の自覚に基づく加入を基本とし、広く全戸加入を目指すことが必要である。		
2	社協運営の基礎となる職員の人件費や事務費については公費補助を基本としつつ、会費など自主財源の確保など安定的な財源確保に努めている。		
	(評価の視点) 人件費の公費補助は、市町村社協が地域の様々な民間組織・団体の参加によって地域福祉の推進を中核的にすすめるという役割を担っているからである。国庫補助から一般財源化された福祉活動専門員の配置はもとより、県単独補助によるケアネット活動コーディネーター、ボランティアコーディネーターなど公共性の高い事業に係る費用は、人件費も含め公費負担を原則とする。		
3	社会福祉法人会計基準に準じた経理処理及び財務諸表の作成が行われ、広報やホームページにより事業実績を公表している。		
	(評価の視点) 社会福祉法第44条第4項により、財務諸表等の開示をしなければなりません。また、社協は、地域住民や関係機関・団体などが参加して運営する団体であり、公費や住民会費、寄付金等の社会的な財源を活用していることから、財務諸表はもとより、事業実績についても広く積極的に周知することが求められている。		
4	社協における不祥事防止として「市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」(全社協H19.5.29)を徹底している。		
	(評価の視点) 市町村社協の事務局長は、その多くが会計責任者の役割を担っており、出納責任者等と協力し、絶えず経理等の業務体制、内部牽制の見直しを検討し、全ての役職員に働きかけ、不正経理等の不祥事の防止に率先して取り組むことが重要な責務である。		
合計点数 点		C評価 4~8 B評価 9~12 A評価 13~16	

部門	1 法人運営部門	項目	②財務管理
----	----------	----	-------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	1 法人運営部門	項目	③職員の採用や研修能力開発などの人事管理
----	----------	----	----------------------

(目的・理念)

<p>「社協の理念」「社協の目的、存在意義」「社協の活動手法、展開」を全職員が理解し、各部門、事業に必要な専門性をもち、個々の力量が発揮できるよう職員配置を行う必要がある。</p> <p>さらに、職員のスキルアップのためのOJTや階層別研修（外部研修含む）、SDS（自己啓発援助制度）を年間計画に盛り込み、計画的な人材育成をはかる必要がある。</p>
---

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	事業規模に則した必要な職員体制を確保し、それぞれ事業に必要な専門性を持った職員を配置している。		
	(評価の視点) 福祉活動専門員、ケアネット活動コーディネーター、ボランティアコーディネーターは、社会福祉主事や社会福祉士が登用され、在宅福祉サービス部門の職員は、介護福祉士を基本とした職員配置を行っている。		
2	職員育成を行うために計画的・体系的な職場研修体制を確立している。(外部研修を含む)		
	(評価の視点) 職員の実務経験に応じた業務分掌の見直しやOJT等の職場研修・外部研修による、新規採用職員、中堅、管理職職員の階層別のスキルアップ研修により、適正な職員育成、配置を進める。		
3	職員の社会福祉士等の専門資格取得について、社協として支援をしている。		
	(評価の視点) 地域支援や個別支援を行うにあたり、社協がもつ機能を十分に発揮するには、ソーシャルワーク力が重要になっている。社協職員は、社会福祉士等の専門資格取得により、知識と技術の習得をおこない、地域内の地域包括支援センター等関係機関の専門職と連携できる人材を育成することが必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	1 法人運営部門	項目	③職員の採用や研修能力開発などの人事管理
----	----------	----	----------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	1 法人運営部門	項目	④発展・強化計画の策定などの将来的ビジョンの検討
----	----------	----	--------------------------

(目的・理念)

社協発展・強化計画は、社協の戦略計画として、既存事業の見直しや新しい分野の事業展開を図ると同時に、その策定過程を通じて、組織そのものを変革し、役職員の意識改革を図るとともに、社協の存在意義を社会にアピールし、地域住民や自治体等に対し説明責任を果たすものである。  
また、この策定プロセスに職員が参画することを通じ、人材育成につなげるものである。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	中長期的な社協発展・強化計画の策定がされており、全職員が計画を理解している。		
	(評価の視点) 社協発展・強化計画は3~5年程度を期間とする中期計画であり、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示したものである。		
2	社協発展・強化計画を住民にわかりやすく示しながら、その計画を基に業務を遂行している。		
	(評価の視点) 住民誰もが社協の発展・強化計画を理解するため、解りやすく周知する必要がある。また、その計画に沿って業務を行うことが地域住民に対しての責任を果たすことになる。		
3	社協発展・強化計画を基にPDCAサイクルの実施を行っている。		
	(評価の視点) 計画を構想する段階(P l a n)、計画の実施の段階(D o)、計画達成度の点検・評価の段階(C h e c k)、計画・目標の見直しの段階(A c t i o n)の4ステップ「PDCAサイクル」により行われる。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	1 法人運営部門	項目	④発展・強化計画の策定などの将来的ビジョンの検討
----	----------	----	--------------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

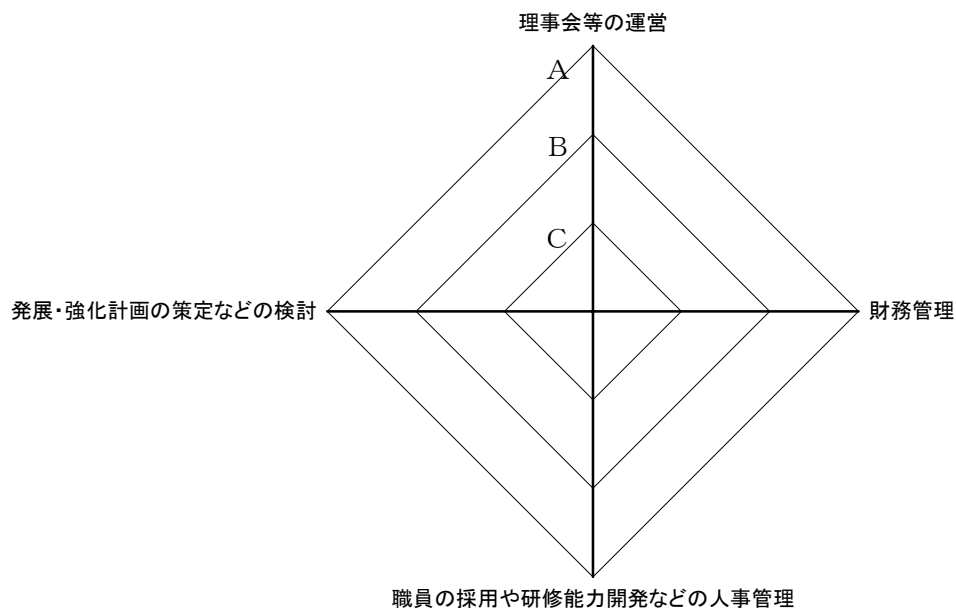
## 評価結果の確認

項目の記入が終わりましたら、項目別の評価をもとに、レーダーチャートを書いてみましょう。

レーダーチャートを記入することで、どの項目はよく取り組めているか、どの項目が今後の課題であるか、はっきりしてきます。

不十分な項目については、どうすれば改善できるのか、職場内に提案し、検討してみてください。

## 法人運営部門のレーダーチャート



## 法人運営部門についての事務局長のコメント

## 2 地域福祉活動推進部門

地域福祉活動推進部門は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たします。

- ①地域福祉活動計画の策定
- ②地区社会福祉協議会活動の推進・支援
- ③ボランティア活動や市民活動の推進・支援
- ④ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
- ⑤ケアネット活動(個別支援活動)の推進・支援
- ⑥住民参加型在宅福祉サービスの推進・支援
- ⑦福祉教育・啓発活動
- ⑧地域福祉財源の造成、助成事業
- ⑨住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
- ⑩当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
- ⑪共同募金運動への協力
- ⑫その他種々の住民の福祉活動の推進・支援

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	①地域福祉活動計画の策定
----	-----------------	----	--------------

(目的・理念)

地域福祉活動計画とは、社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。

計画の策定にあたっては、地域のあらゆる関係者による計画策定の推進母体などを設置し、徹底した住民参加と活動団体相互の協働によって、計画策定・実施・評価を展開していく。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	<p>地域福祉活動計画策定の必要性について、地域福祉推進部門だけでなく、社協として取り組むべき内容であることを理解し、職員全体が策定に関わっている。</p> <p>(評価の視点) 地域福祉活動計画は、今後の社協組織・機能・事業に大きな影響を及ぼすものではあるが、地域住民や各福祉団体、福祉サービス事業者等の自発的な行動を促す、または協働の計画であるので、社協だけの計画であってはならない。</p>		
2	<p>地域住民、社会福祉施設、当事者団体、行政等に対し計画策定の必要性を説明し、参加を呼びかけている。</p> <p>(評価の視点) 地域住民や福祉団体、福祉サービス事業者等の多様な人材・社会資源の参画を得て、相互に協議と合意を積み重ねながら、今後3~5年間で目指す地域のあり様や、地域自立生活を可能にするために必要な住民福祉活動の維持・強化・開発を計画する。</p>		
3	<p>策定した地域福祉活動計画について、評価委員会等を設置し、計画の実施・評価を行っている。</p> <p>(評価の視点) 評価委員会や推進組織によるワークショップ等を継続し、年に1~2回程度開催し、計画の実現に向けた進行管理や計画の実施状況の評価を通じて発見された新しい課題などを踏まえ、次期計画内容の充実に向けた取り組みを行う。</p>		
合計点数		点	C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	①地域福祉活動計画の策定
----	-----------------	----	--------------

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	②地区社会福祉協議会活動の推進・支援
----	-----------------	----	--------------------

(目的・理念)

<p>地区社協は、誰もが住みよいまちづくりを目指して、住民が進んで福祉活動へ参加できる組織であり、地域住民の力によって、地域課題の発見から解決に向けて、地域住民、関係機関が協力しあい、課題を解決していくことを目的としている。</p> <p>市町村社協は、地区社協の諸活動に対し、財政支援、情報提供、連絡調整、課題解決への支援を行う。</p>
--

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	地区社協の役割と必要性が職員、地域住民に十分理解されている。		
	(評価の視点) 小学校区などを基本とした圏域で、多様な地域住民が福祉活動に参加し、地域の福祉課題を共有化し、ケアネット活動の推進など、互いに協働して解決にあたることによって、福祉コミュニティの形成や地域の福祉拠点として位置づける。		
2	地区社協活動を支援し、情報提供や推進手法の提示を行っている。		
	(評価の視点) 地区社協における日常生活圏域の地域住民の主体的な福祉活動の支援や条件整備は、社協活動の主要な実践のひとつであり、ケアネット活動の推進などにより、福祉コミュニティづくりに大きな役割を果たすことから、地域ニーズを市町村社協に結ぶ役割としても、支援の取り組みを強化していく必要がある。		
3	地区社協の事業計画づくりについて支援を行っている。		
	(評価の視点) 地域固有の福祉課題の解決にむけて、住民主体による、短期・中期・長期等の行動計画の策定への支援を行う必要がある。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	②地区社会福祉協議会活動の推進・支援
----	-----------------	----	--------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	③ボランティア活動や市民活動の推進・支援
----	-----------------	----	----------------------

(目的・理念)

住民のボランティア・市民活動への理解や関心を深め、活動を促すため、相談窓口を設置し、各種研修やボランティア活動体験の実施、情報提供や活動へのコーディネートを通じ、ボランティア活動の推進に取り組む。

また、地域ニーズに応じた活動プログラムの開発支援や、マンパワーの育成に努める。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	ボランティア活動ならびに、NPOも含めた市民活動、当事者活動等幅広く支援していくことを明らかにしている。		
	(評価の視点) 社協は、ボランティア・市民活動センターの機能を発揮し、地域社会全体がボランティア・市民活動の活性化を支援するしくみを構築する中核的な役割が期待されている。		
2	地域ニーズに基づいたボランティアの養成講座を開催し、講座修了者を活動に結び付ける仕組みや働きかけができています。		
	(評価の視点) ボランティアの養成は、地域ニーズや地域課題から企画し、実際の活動につなげることが必要である。		
3	ボランティア・市民活動団体との連携・協働により事業を実施している。		
	(評価の視点) 福祉分野に限らない、様々なボランティア・市民活動団体との連携・協働により、多様な分野の情報が収集できるとともに、福祉に関わりを持たなかった組織や団体に対し、地域で課題を抱えた人や支援を必要としている人の情報を伝えるなど、個人情報に配慮しながらも福祉的な視点の共有化に向けて働きかけることができる。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	③ボランティア活動や市民活動の推進・支援
----	-----------------	----	----------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	④ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
----	-----------------	----	---------------------

(目的・理念)

サロンは、高齢者、障がい者、子育て中の親や児童など、地域住民が地域でお互いにつながりを持つ集いの場所であり、参加者の生活課題の共有や解決について話し合えることや、地域での孤立防止や、新たなコミュニティの形成をつくることで、助け合える地域づくりを行う有効な手段である。社協は、住民の自主性を基本とし、ふれあい・いきいきサロンの側面的支援を行うことが必要である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	各種ふれあい・いきいきサロンの開設支援等を行い、地域課題や個別ニーズの把握の場として活用している。		
	(評価の視点) ふれあい・いきいきサロンは、地域住民の「出会いの場」「ふれあいの場」「仲間作りの場」であるとともに、参加者同士の「相談の場」「生活課題の気づきの場」であり、社協は、サロン活動等の展開を通じて、地域課題や個別課題を把握し、課題解決へ繋げていくことが大切である。		
2	各種ふれあい・いきいきサロンの現状を把握する手法をもっている。		
	(評価の視点) ふれあい・いきいきサロンへ職員が出向き、担い手の状況、効果の検証を行い、サロンの課題や地域の課題について、常に状況を把握しておくことが必要である。		
3	ふれあい・いきいきサロンに参加しない方や参加できない方の状況を把握し、活動への工夫を行っている。		
	(評価の視点) サロンに参加したくても参加できない方、また、何らかの理由により参加しない方、その方々が地域で孤立しないような工夫が必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	④ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
----	-----------------	----	---------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑤ケアネット活動（個別支援活動）の推進・支援
----	-----------------	----	------------------------

（目的・理念）

ケアネット活動は、家庭、地域社会、施設等が一体となった地域総合福祉を目指して、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組む活動を通じて、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進するとともに、在宅の高齢者や障がい者、子ども等、福祉課題を抱える要支援者及び家族に対して、身近な地域において、地域住民自らによる効果的な、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供を目的としている。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	ケアネット活動について、全職員が十分理解し、個別支援という視点で、組織内での連携がとれる体制になっている。		
	（評価の視点）ケアネット活動は、コミュニティソーシャルワークであり、社協がもつ、さまざまな機能、事業を連携して、個別支援から地域支援までを総合的な支援を行う。		
2	高齢者、障がい者、子ども等の要支援者の把握に努め、本人の同意のもと、近隣住民によるケアネットチームを編成し、必要な場合は、専門機関と連携した個別支援活動を実施している。		
	（評価の視点）身近な地域住民相互による、支え合い活動のシステムとケアネット活動コーディネーターによる専門的なソーシャルワークとが連携し、要支援者が住みなれた地域で生活するための支援を行う。また、必要な場合は、地域ケア会議等を開催し、専門機関と連携し要支援者への個別支援を行う。		
3	個別支援から見えてきた地域課題を把握し、社協がソーシャルアクションを行っているか。		
	（評価の視点）ケアネット活動を通し見えてきた地域課題に対し、社協は、住民を喚起するなどして、行政や社会に働きかけ、ケアネット活動の必要性も含め地域課題解決への提言を行うことも必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑤ケアネット活動（個別支援活動）の推進・支援
----	-----------------	----	------------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑥住民参加型在宅福祉サービスの推進・支援
----	-----------------	----	----------------------

(目的・理念)

住民が地域の福祉課題を学び、福祉活動に参加する機会が持てるよう、配食サービスや子育て支援サービス（ファミリーサポート事業）等の住民参加型の福祉サービスを事業化すること、また、その展開を支援することは、社協にとっては、「福祉を目的とする事業の企画、実施」と「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」を統合的にすすめ、福祉コミュニティづくりの有効な手段である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	住民ニーズに基づいて住民参加型福祉サービスの開発及び開発にあたっての支援を行い、活動を行っている。  (評価の視点)住民参加型在宅福祉サービスの特徴は①同じ地域で暮らす住民相互の助け合い活動としてサービスは提供されていること、②会員制を採用し会員それぞれが主役となるような運営がなされていること、③非営利であるが有償制で提供される仕組みであること、④対象者や利用要件をあらかじめ限定せず、幅広く生活をとらえて多様なサービスを提供していること、⑤市民が具体的な問題へのかかわりを通して、地域の福祉課題を学び、問題点の改善へとつなげることである。		
2	住民が自発的に住民参加型福祉サービスに取り組めるよう情報やノウハウの提供など支援をしている。  (評価の視点)住民が主体的に事業実施できるよう、社協は情報やノウハウの提供等の側面的支援を行うことが必要である。		
3	住民参加型福祉サービス関係団体の連絡会を開催している。  (評価の視点)地域内の住民参加型福祉サービス団体が相互に課題を出し合い、相互に資質の向上を目指すために社協として支援することが必要である。		
合計点数		点	C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	◎住民参加型在宅福祉サービスの推進・支援
----	-----------------	----	----------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑦福祉教育・啓発活動
----	-----------------	----	------------

(目的・理念)

地域住民誰もが、偏見や差別されることなく、豊かにともに生きていくことができる地域社会の創造を目指し、幼少期から高齢期に至るまで、生涯を通じて幅広く福祉教育・学習の場が必要である。地域ぐるみの福祉教育推進を図るべく、地域の様々な関係者がお互いにかかわり合いながら、双方向に学びあう協働型の実践を行う仕組みが求められており、一人ひとりの生き方が尊重されることを基本とした福祉のまちづくりを推進する。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	学校・教員への福祉教育に関するアドバイスに対し、福祉教育教材の貸与、教材を活用した福祉教育プログラムを提示している。		
	(評価の視点) 小学生高学年向け福祉教育教材「ともに生きる」DVD版を活用するなど、学校等で福祉教育プログラムを提示し、協働による実践を行う。		
2	地域の学校・教員・教育関係者・地域住民と定期的に福祉教育に関する連絡会を開催している。		
	(評価の視点) 福祉教育を進めるうえでは、情報提供や関係者間の双方向による協議の場の設定が必要である。		
3	地域の福祉教育関係者・NPO関係者・障がい当事者・ボランティア団体グループと連携・協働して、独自の福祉教育プログラムを作成している。		
	(評価の視点) 地域の福祉課題を視野に入れて、実際に起きている課題を題材にして、福祉教育プログラムを作成していくことが必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑦福祉教育・啓発活動
----	-----------------	----	------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	㊸地域福祉財源の造成、助成事業
----	-----------------	----	-----------------

(目的・理念)

社協の自主事業だけに限らず、地域福祉を推進するために必要な財源をいかに地域全体で確保していくかを考えるとともに、住民自身が取り組む福祉活動や地域で解決が必要な課題に取り組む団体等の基盤強化や助成も社協に求められる重要な役割である。

なお、それらを行う際には、財源造成から利用までの過程において、住民全般に対する福祉教育や団体等との連携・協働の視点を持つことが重要である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	社協のもつ基金の用途を明確にし、地域住民に周知するとともに、基金果実で事業実施や福祉活動への助成を行うなど、地域に還元している。		
	(評価の視点) 住民からの会費や寄付金等が住民に必要とされる事業に活用されていることを周知し、理解を得ることは、地域福祉推進に必要な財源の造成を図るために欠かすことができない事項である。		
2	助成先に自ら出向き、活動状況を把握し、助成金が十分に活用されているか確認している。		
	(評価の視点) 助成することは、単に事業資金を提供することではなく、助成先と共に課題の解決に取り組むことである。社協として関わった課題がどのように解決されたのか、助成効果はあがったか、あがらなかったとすれば何が問題かなどを把握し、次の段階につなげることが重要である。		
3	団体の基盤強化支援として民間助成金の活用や資金確保の方法を共に考えている。		
	(評価の視点) 助成金に関する相談や申請の過程は、活動者自身が自らの事業目的や成果等を省みるとともに財源を確保する力を強化する機会にもとなる。また、団体の支援としてはもちろん、地域のニーズ把握や協働のためのきっかけとして積極的に関わる必要がある。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑧地域福祉財源の造成、助成事業
----	-----------------	----	-----------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	㊟住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
----	-----------------	----	------------------------

(目的・理念)

要支援者のその人らしい尊厳のある暮らしを実現するための総合的な支援体制を構築していくためには、チームアプローチに象徴されるように、それぞれの分野のプロから地域住民まで多種多様な人材がその支援目標を共有化し、連携、協働し、要支援者を支えていくことが求められている。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	住民の福祉課題や生活ニーズを把握するアプローチを常実践している。		
	(評価の視点) 要支援者に対して、ニーズ把握を行うことは基本であり、一人のニーズは地域のニーズであるとの認識から、住民・当事者等へのアプローチを行うことが大切である。		
2	当事者の抱えている課題を十分認識しており、必要な場合は組織化の支援や課題を住民に知らせ協力を確保する働きかけを行っている。		
	(評価の視点) 当事者ニーズを把握し、必要に応じた組織化や支援の組織化を行うことは社協としての存在を示すと共に、地域でその人らしい生活を支援することにつながる。		
3	社会福祉事業関係者との連携を図り、個別支援に関する検討協議の場を設定している。		
	(評価の視点) 社協(ケアネット活動コーディネーター等のコミュニティソーシャルワーカー、社会福祉士等)がインフォーマルサポート、フォーマルサービスの両者が同席する調整会議を主宰する、または、地域ケア会議等に参加するなど、支援目標、役割分担、困難ケースの検討、情報交換等、連携し、個別支援を行うことが必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	㊟住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
----	-----------------	----	------------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑩当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
----	-----------------	----	------------------------

(目的・理念)

福祉サービスの受け手として当事者の組織化支援を行い、ニーズを制度施策に反映させていくとともに当事者も担い手として活動やサービスを企画・開発・展開するといったエンパワメントやセルフヘルプグループ等へ導くような支援活動に取り組んでいる。

なお、当事者団体との業務関係や責任体制を明確にするために、契約書や覚書などを取り交わすことが必要である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	地域の社会福祉関係諸団体の事務局機能については、当該団体と業務内容や責任体制を明確にし、団体の主導性を基本にし、あわせて契約書や覚書などを取り交わし、これに基づいて運営している。		
	(評価の視点) 当事者団体等の社会福祉関係団体の支援は、団体の自立支援を基本としたものであることから、諸団体と連携ができるように、関係性を整理し、役割の明確化を図る。		
2	地域の社会福祉関係諸団体と協働で、研修会や会議等を実施している。		
	(評価の視点) 地域の社会福祉関係団体と日頃から連携し、共通課題について取り組み、解決することや協働することで、お互いの活動を強化することが必要である。		
3	当事者組織と地域の社会福祉関係諸団体が連携・協働することを支援している。		
	(評価の視点) 地域の社会福祉関係団体が日頃から連携し、協働することで、地域のニーズに相互に対応するという共通認識が必要であり、お互いの活動を強化できるよう支援が必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑩当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
----	-----------------	----	------------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑪共同募金運動への協力
----	-----------------	----	-------------

(目的・理念)

私たちが将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、社会において人と人とのつながりや連携をつくっていくことが必要であり、地域福祉の推進という共通の目的を掲げる社協と共同募金会は、より緊密な連携を図り、両者の機能を活かしていくことが求められる。また、住民自ら取り組む福祉活動に必要な財源を造成することから住民が主体的に関わっていくことを支援することによって、本格的な地域福祉を推進していくことが必要である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	共同募金の趣旨を理解し、地域で集まった募金が地域で十分に活用されるよう、共同募金の助成にふさわしい事業を積極的に提案している。		
	(評価の視点) 社協は、共同募金助成事業の大半を占める地域福祉推進の中核団体として、寄せられた募金が、身近な地域の課題解決のために使われることを、助成事業への参加を通して周知するとともに、そのための財源として積極的に活用していくことが求められる。		
2	地域に適切な分担・協働をすすめる意味で、社協の機能を活用し、新たな募金協力者や助成先の開拓など、新たな参加者を発掘している。		
	(評価の視点) 社協は自治会や福祉活動者等の協力のもと、共同募金運動に多くの力を割いているが、募金の労力的負担と助成金の使途の両面において、社協が実質的に抱え込む状態が生まれている。社協活動を通して、共同募金運動に広がりを持たせ、新たなつながりを生むための資金に転換していくことが重要である。		
3	市町村共同募金委員会と社協役員組織とは別に設置し、異なるメンバーにより構成されている。		
	(評価の視点) 共同募金の主な助成先である団体と助成審査を行う団体が同一と見られることは、両者にとってマイナスとなる。両者の役割や機能・組織の違いについて、住民に分かりやすく伝えるとともに、広範囲から参加を得て、両者を分けて組織することが求められる。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑪共同募金運動への協力
----	-----------------	----	-------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑫その他種々の住民の地域活動の推進・支援
----	-----------------	----	----------------------

(目的・理念)

<p>災害時から災害復興時への対応や公的サービス等の制度の狭間にあるニーズへの対応、人間関係の希薄化、地域社会からの孤立によって生ずるニーズへの対応等、様々な課題がある。</p> <p>社協は、自らがもつ機能を活用し、住民の活動と専門機関と連携し、地域における様々な福祉課題の解決に取り組む必要がある。</p>
---

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	<p>災害時の社協の役割について、全職員が認識し、平常時から社協活動に関連付けている。</p> <p>(評価の視点) 災害時の社協の役割について、平常時から事務局内部はもとより、地域関係団体と協議し、明確化しておくことが必要である。</p>		
2	<p>現在の公的サービスだけでは網羅できない部分を明らかにし、社協として積極的にサービス開発をしている。</p> <p>(評価の視点) 社協としての役割を認識し、制度のはざまに対応することが必要であり、また、地域のニーズを把握し早急に対応する姿勢が必要である。</p>		
3	<p>社協がプラットフォーム機能を果たし、地域内社会資源のネットワーク化を図ることが必要であることを、全職員が共通認識をもっている。</p> <p>(評価の視点) 地域が抱える課題は多種多様であり、それらに社協としてどのように関わっていくかが重要である。これまで関わってきた関係者とは違った機関との連携・協働関係も必要となっている。</p>		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	2地域福祉活動 推進部門	項目	⑫その他種々の住民の地域活動の推進・支援
----	-----------------	----	----------------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

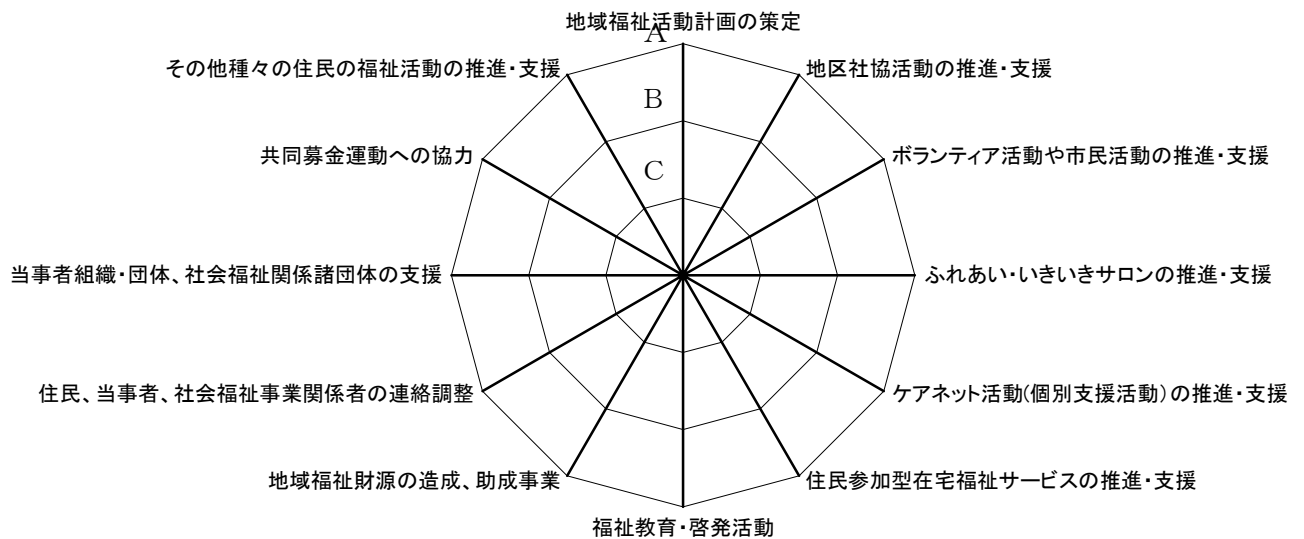
## 評価結果の確認

項目の記入が終わりましたら、項目別の評価をもとに、レーダーチャートを書いてみましょう。

レーダーチャートを記入することで、どの項目はよく取り組めているか、どの項目が今後の課題であるか、はっきりしてきます。

不十分な項目については、どうすれば改善できるのか、職場内に提案し、検討してみてください。

## 地域福祉活動推進部門のレーダーチャート



## 地域福祉活動推進部門についての事務局長のコメント

### 3 福祉サービス利用支援部門

福祉サービス利用支援部門は、福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援にむけた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門です。

①地域総合相談・生活支援事業

②日常生活自立支援事業

③生活福祉資金貸付事業

部門	3福祉サービス利用 支援事業部門	項目	①地域総合相談・生活支援事業
----	---------------------	----	----------------

(目的・理念)

地域総合相談・生活支援システムとは、地域において、相談・支援組織、サービス提供組織、住民の福祉活動、その他関係者の連携・協働により、住民の相談を確実に受け止め、切れ目のない支援につなぐシステムである。

併せて、応えきれないニーズや新たなニーズに対応するサービス開発機能の役割も求められている。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	社会福祉士資格を有する総合相談員を配置し、コミュニティソーシャルワーク機能を発揮できる体制を整備している。		
	(評価の視点) 相談員は、主に個別支援によるソーシャルワーク機能と併せて、サービスや支援活動の開発やメンテナンス等のコミュニティワークの役割を担うことが求められている。		
2	必要に応じてケース会議やサービス調整会議を開催している。		
	(評価の視点) 地域の相談支援組織やサービス提供組織、介護支援専門員等とのネットワークの構築と個別支援としてのケース会議による連携支援を行う。		
3	相談から生活支援活動につなげる体制が整備されている。		
	(評価の視点) 相談だけで終わらず、地域で生活することを支えるため、制度的なサービスの充実と同時に、非制度的な支援活動の充実と専門機関・専門職との連携によって支援を行うことの視点をもつ必要がある。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	3福祉サービス利用 支援事業部門	項目	①地域総合相談・生活支援事業
----	---------------------	----	----------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	3福祉サービス利用 支援事業部門	項目	②日常生活自立支援事業
----	---------------------	----	-------------

(目的・理念)

判断能力が不十分な高齢者・障がい者等の日常的な地域生活を支援するには、福祉サービスに関する相談や利用手続き等の支援、日常的な金銭管理・書類の預かりなどに関して、利用者の「思い」を尊重した支援を行うことが重要である。また、この事業のみならず地域社会にある社会資源（その他のサービスや地域住民・近隣の相互援助など）との連携を強化し、それらを十分活用しながら、利用者の支援にあたる必要がある。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	日常生活自立支援事業を社協ならではの重要な地域福祉活動の一つとして位置づけ、組織的かつ積極的に推進している。		
	(評価の視点) 日常生活自立支援事業に関する相談や発見されたニーズは、当該地域の住民が抱える課題として受け止め、市町村社協が組織的かつ積極的に関わっていくことが求められる。		
2	支援計画に基づき、利用者の自己決定を前提とし、利用者の「思い」を十分尊重した支援がなされている。		
	(評価の視点) 利用者の状態や生活環境、家族関係など全体を把握したうえで、利用者の意思を尊重した支援計画が立てられ、利用者自身が納得する支援がなされることが重要である。		
3	日常生活自立支援事業から見えてきた課題は、社協や他のサービス・活動と連携しながらその解決にあたっている。		
	(評価の視点) 利用者が直面している課題や潜在的な課題に対して、様々なサービスや地域住民の協力・関係機関や団体との連携等により柔軟に対応できる体制づくりが求められる。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	3福祉サービス利用 支援事業部門	項目	②日常生活自立支援事業
----	---------------------	----	-------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	3福祉サービス利用 支援事業部門	項目	③生活福祉資金貸付事業
----	---------------------	----	-------------

(目的・理念)

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	制度に関する目的・内容について全職員が理解しており、ひとつの社会資源として活用している。		
	(評価の視点) 生活福祉資金貸付制度は、金銭の貸付けといった意義だけでなく、経済的支援をもとに世帯の自立支援に向けた様々な生活支援としての取り組みが重要である。		
2	制度の運営にあたり、民生委員や関係機関との連携を行っている。		
	(評価の視点) 取り組みを行うにあたっては、民生委員や関係機関との連携が不可欠である。貸付相談時から償還完了に至るまで、民生委員や関係機関と密接に連携を取り合うことで、世帯へのより手厚い支援活動が可能となる。		
3	制度活用をソーシャルワークに位置づけ、貸付けの適否について、事務局内で十分検討している。		
	(評価の視点) 経済的に困窮している世帯は、複合的な問題を抱えていることも多く、貸付けを行った後に別の問題で破綻することもある。まずは世帯の状況を把握し、他制度の利用や関係機関との調整を検討した上で、貸付が世帯にとって的確な問題解決方法である場合において生活福祉資金の活用を支援することが大切である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	3福祉サービス利用 支援事業部門	項目	③生活福祉資金貸付事業
----	---------------------	----	-------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

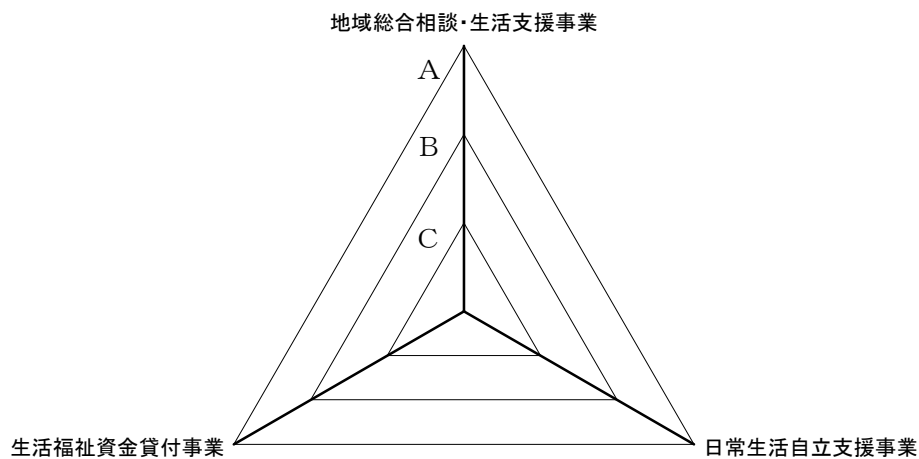
## 評価結果の確認

項目の記入が終わりましたら、項目別の評価をもとに、レーダーチャートを書いてみましょう。

レーダーチャートを記入することで、どの項目はよく取り組めているか、どの項目が今後の課題であるか、はっきりしてきます。

不十分な項目については、どうすれば改善できるのか、職場内に提案し、検討してみてください。

## 福祉サービス利用支援部門のレーダーチャート



## 福祉サービス利用支援部門についての事務局長のコメント

## 4 在宅福祉サービス部門

在宅福祉サービス部門は、介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供する部門です。

- ①在宅福祉サービスの運営
- ②情報提供および個人情報保護
- ③サービス提供
- ④関係機関との連携

部門	4 在宅福祉サービス部門	項目	①在宅福祉サービスの運営
----	--------------	----	--------------

(目的・理念)

<p>質の高いサービス提供を行うためには、社協事業における位置づけを明確にし、職員の共通理念のもと、自己研鑽に努めるとともに、地域住民や関係機関との連携や協働が必要である。</p> <p>また、運営基準など各種法令を遵守し、適切に事業を運営するとともに、職員研修に努め、苦情解決のしくみも整え適切に対応することが必要である。</p>
--

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	実施している在宅福祉サービス事業の基本方針が明文化され、全職員で共通理解されている。		
	(評価の視点) 在宅福祉サービスの基本方針が明文化され、住民ニーズの先駆的取り組み、サービス水準の確保と向上、他の事業所が取り組みにくい困難ケース等への果敢な挑戦等、社会福祉協議会が在宅福祉サービスに取り組む今日的意義について、整理されていることが必要である。		
2	利用者等からの苦情の対応を行っている。		
	(評価の視点) 利用者からの苦情の対応については、単にサービスの苦情に対応するスタンスではなく、利用者がサービスを利用するにあたっての悩みごとについて、幅広く相談を受けられる体制を整えることが必要である。		
3	実施している在宅福祉サービスが社協の他部門に貢献している。		
	(評価の視点) 地域に密着した在宅福祉サービスを実施することで、地域の個別ニーズ、地域ニーズを把握するアンテナを張り、また、個別支援の経験の蓄積として、他部門の事業の実施に貢献することになる。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	4 在宅福祉 サービス部門	項目	①在宅福祉サービスの運営
----	------------------	----	--------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	4 在宅福祉 サービス部門	項目	②情報提供および個人情報保護
----	------------------	----	----------------

(目的・理念)

<p>利用者が選択できるようにサービス内容等について、利用者や家族等にわかりやすく説明し理解していただくことが必要である。</p> <p>また、サービス提供状況など利用者の請求に応じて情報開示する必要がある。</p> <p>一方、個人情報の保護にも、十分配慮していくことが必要である。</p>
--

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	事業内容等の情報を幅広く提示し利用者がサービスを選択できるようわかりやすく説明している。		
	(評価の視点) 福祉サービス提供者としては、利用者が福祉サービス内容をわかりやすく理解するために、パンフレット等を作成し、利用前には丁寧に説明する責任がある。		
2	情報公開規程を整備し、情報を公開できる体制を整えている。		
	(評価の視点) 情報公開規程に基づき、ホームページ、広報誌等で公開するとともに組織として体制を整えることが必要である。		
3	個人情報の管理マニュアルが作成され、全職員に周知されている。		
	(評価の視点) 個人情報規程に基づき、管理マニュアルが作成され、職員一人一人に周知されて、情報が漏えいされない、しない、利用者一人一人を大切する姿勢が重要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	4 在宅福祉 サービス部門	項目	②情報提供および個人情報保護
----	------------------	----	----------------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

部門	4 在宅福祉 サービス部門	項目	③サービス提供
----	------------------	----	---------

(目的・理念)

利用者一人ひとりの課題を整理し、目標を明らかにしたサービスを実施することが必要不可欠である。利用者ニーズを常に把握し、改善を図る取り組みを実施するなど、より利用者の満足度を高める取り組みが必要である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	定められた手順に従ってアセスメントを行い、サービスの実施計画を適切に策定し、定期的に評価・見直しを行っている。		
	(評価の視点) 利用者一人ひとりの状況に応じたサービスを提供するためには、アセスメントが重要であり、それを基に支援計画を作成し、必ず定期的にモニタリングを実施することが大切である。		
2	社協内での他部門も含めたリーダー間で諸問題を共有・解決につなげる会議を開催し、必要に応じ、外部の専門機関との連携を図っている。		
	(評価の視点) 利用者の状況を全体的に捉えることが必要であることから、他の部門や機関との連携を図ったうえで支援を行う必要がある。		
3	サービスの質の向上を目的とした協議の機会を定期的にもっている。		
	(評価の視点) 利用者によりよいサービスを提供するため、定期的にサービス向上のための点検等を行う必要がある。また、外部の評価を取り入れることも時には必要である。		
合計点数 点		C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12	

部門	4 在宅福祉 サービス部門	項目	③サービス提供
----	------------------	----	---------

今後の課題

--

具体的な改善方策

--

県社協からの意見・提案

--

部門	4在宅福祉 サービス部門	項目	④関係機関との連携
----	-----------------	----	-----------

(目的・理念)

地域の社会資源を活かし連携した事業展開が望まれる。地域の福祉水準の向上を目的にした社会福祉資源の開発とマンパワーの育成についても積極的な取り組みが必要である。

No.	チェック項目	自己評価 (1~4)	状況・討議メモ
1	地域の社会資源ならびに関係団体と事業者連絡会等で情報提供や共有、研修会を定期的を開催している。  (評価の視点) 地域内の様々な機関と連携し、情報の共有や研修会を開催し、地域の福祉人材の質の向上を図ることが重要である。		
2	困難事例等に対し、地域の社会資源(関係機関や専門職など)を交えた困難事例検討会を開催、若しくは参画している。  (評価の視点) 福祉サービスの質の向上を目指し、事例研究などを通じて関係機関との連携を深めることは、今後の事業推進にとって重要なものとなる。		
3	地域住民の参画を意識してサービスを実施している。  (評価の視点) 地域福祉を推進する視点を持ち、住民が参加することが地域の福祉力の向上につながることを意識しながらサービスを提供することが必要である。		
合計点数		点	C評価 3~6 B評価 7~9 A評価 10~12

部門	4在宅福祉 サービス部門	項目	④関係機関との連携
----	-----------------	----	-----------

今後の課題

具体的な改善方策

県社協からの意見・提案

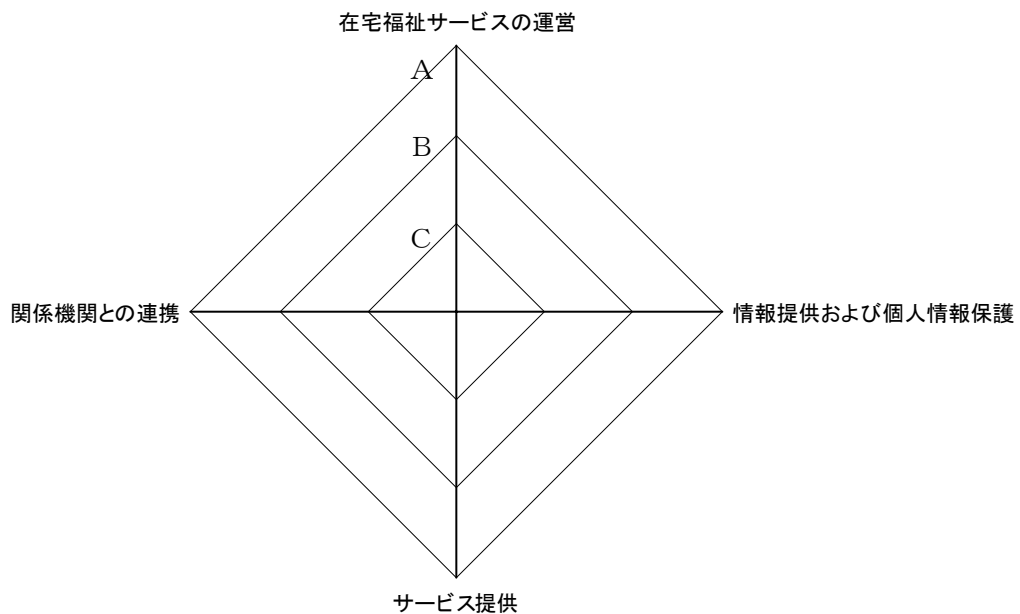
## 評価結果の確認

項目の記入が終わりましたら、項目別の評価をもとに、レーダーチャートを書いてみましょう。

レーダーチャートを記入することで、どの項目はよく取り組めているか、どの項目が今後の課題であるか、はっきりしてきます。

不十分な項目については、どうすれば改善できるのか、職場内に提案し、検討してみてください。

## 在宅福祉サービス部門のレーダーチャート



## 在宅福祉サービス部門についての事務局長のコメント

## 5 用語集

### ○アセスメント

事前評価、初期評価。一般的には環境分野において使用される用語であるが、福祉分野においては、福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

### ○アドボケイト

障害者の権利擁護のための活動を行っている人々。

障害者自身が自分たちの権利を守る活動を行うセルフ・アドボケイト、親・友人・隣人など民間の立場での権利擁護活動を行うシチズン・アドボケイトなどがある。

ほかに、個人へのサービスを改善するためのケースアドボケイト、地域の関係者による事例検討や会議などを通して、社会資源の開発、改善、拡充をはかるクラスアドボケイトという区分がある。

### ○インフォーマルサポート

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことをいう。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマル・ケアと呼ぶが、その対義語として使われる。インフォーマルサポートでは要支援者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取り組みが可能である点が特徴といえる。

### ○エンパワメント

社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うこと。

### ○ケアネット活動

平成15年度から富山県内で実施している「富山県総合福祉推進事業（ふれあいコミュニティ・ケアネット21）」の略称。

地区社協単位や小学校区を単位に、地域住民が福祉コミュニティの醸成を目的にふれあい・いきいきサロン等を実施する「ふれあい型」と見守りや外出支援等、地域の要支援者一人ひとりに適した個別福祉サービスを近隣住民と福祉関係者、福祉専門職とが連携し提供する「ケアネット型」の2事業の連携により実施している。

## ○ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。なお、介護保険においては、ケアマネジメントは「介護支援サービス」と呼ばれる。

## ○コミュニティソーシャルワーク

ケアマネジメントを軸とする個別援助を担いながら、援助を個別化するだけでなく、将来の同様なニーズの発生を予防または減少させるためにむしろ社会化する志向に力点が置かれた実践である。個々の自立生活支援を丁寧に担いながらもそれに留まらず、生活基盤の整備に向けた地域資源の活用や開拓、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱としたソーシャルワーク実践の統合的な方法として捉えられている。

## ○コミュニティワーク

地域社会において、地域の住民がその地域社会の問題を自ら解決できるように、専門的知識・技術を有したコミュニティワーカーが地域組織化等の活動を通じて援助することである。

## ○住民参加型福祉サービス

住民が主体となって展開する有償型在宅福祉サービスの一形態。住民互助型、社協運営型、協同組合型等に分類される。

## ○セルフヘルプグループ

同じ障害や疾病をもつ者同士が情報交換したり、助け合うために、結成され活動をしている。セルフヘルプグループには、その規模の大小や目的等に応じてさまざまなものが存在する。障がい者当事者団体などもセルフヘルプグループであり、具体的には、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、視覚障害者協会、手をつなぐ育成会等がある。

### ○ソーシャルアクション

社会福祉運営の改善を目指して、組織化することで関係各方面に圧力をかけたり、行政機関に直接的に働きかける等の行為を指す。間接援助技術の一方法として分類され、地域援助技術との関連は深く、地域社会での社会活動は地域援助活動を促進するための重要な方法といえる。

### ○ソーシャルワーク

社会福祉援助技術。従来、社会福祉援助活動において活用されてきた専門的援助技術は、直接援助技術（ケースワーク、グループワーク等）と間接援助技術の（コミュニティワーク等）に分類され、その総称がソーシャルワークとされてきたが、現在は、日常の個人的問題や社会的問題だけでなく、危機と緊急事態にも対応し、人と環境についての全体論的なとらえ方に焦点を合わせた様々な技能、技術、および活動を利用するとされている。介入の範囲は、主として個人に焦点を置いた心理社会的プロセスから社会政策、社会計画および社会開発への参画にまで及ぶ。

### ○福祉コミュニティ

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。

### ○ファミリーサポート事業

臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子供の預かり等、援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設立して、相互援助活動を行うもの。各市町村に1か所設置され、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーが配置されている。事業を行う市町村に対して、国から次世代育成支援対策交付金が交付される。

### ○ふれあい・いきいきサロン

住民が自主的に自らの地域の参加者とともに作る「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者、障がい者、子育て中の親や児童など、地域住民が地域でお互いにつながりを持つ集いの場所である。サロンでは、参加者の生活課題の共有や解決について話し合えることや、地域での孤立防止や、新たなコミュニティの形成をつくることで、助け合える地域づくりを目指すものである。

地域によっては、「ふれあいサロン」「高齢者サロン」「シルバー談話室」「子育てサロン」等、様々な呼び名がある。

#### ○プラットフォーム機能

社協の公共性をいかし、さまざまな人々・団体がそれぞれの独自の活動理念に基づく特性を発揮しながらも、協働して地域の課題解決にあたることができる共通の土台やルールあるいはシステムをさす。

#### ○モニタリング

ケアマネジメントの一過程。ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。ケアマネジメントにおいては、ケアプランを作成しサービス提供の手配をして終わりとするのではなく、特に在宅生活者に対してはケアマネジャー自身の訪問によるモニタリングが重要である。モニタリングされた事項は、ケアチームにおいて評価され、必要に応じてケアプランの変更を検討する。

#### ○OSDS（自己啓発援助制度）

OSDS（セルフ・ディベロップメント・システム）は、OJT（職務を通じての研修）とOFF-JT（職務を離れての研修）と並んで研修の主要な3つの柱とされるもので、個々の職員の自己啓発を援助するシステムで、一般的に職場内外での自主的な研修活動に対する①経済的な援助、②時間的援助、③施設・設備の提供などの支援を行う。

## 6 市町村社協自己評価チェックリスト作成委員名簿

射水市社会福祉協議会	局長	荒川 秀次	委員長
氷見市社会福祉協議会	部長	森脇 俊二	副委員長
富山市社会福祉協議会	主事	松村 光教	
魚津市社会福祉協議会	主事	雛形 拓郎	
南砺市社会福祉協議会	主事	村澤 寿美	
立山町社会福祉協議会	主事	平井 達也	
入善町社会福祉協議会	主事	浦田 実	

アドバイザー 金城大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授 内 慶瑞

事務局担当 富山県社会福祉協議会 地域福祉課 課長 中林 賢治  
 地域福祉課 主任 宮崎 博嗣

## 7 参考文献

- 新・社会福祉協議会基本要項 全国社会福祉協議会（H4. 4. 1）
- 概説 社会福祉協議会 全国社会福祉協議会（H21. 7. 15）
- 市町村社協経営指針 全国社会福祉協議会（H17. 3改訂）
- 市町村社協自己評価チェックリスト 三重県社会福祉協議会（H16）
- 社会福祉協議会評価基準ガイドブック 鳥取県社会福祉協議会（H20）
- 社協活動診断シート記入マニュアル・診断シート  
 山形県社会福祉協議会（H16. 11）
- 社協ビジョンによる活動・事業推進のためのチェックシート  
 広島県社会福祉協議会（H19. 3）
- 社協の底力 三重県伊賀市社会福祉協議会（H20. 6. 20）
- コミュニティソーシャルワーク1  
 日本地域福祉研究所（H20. 5. 24）
- これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告（H20. 3. 31）
- 福祉用語辞典vol. 3 中央法規出版